

福岡大学学科履修規程

第1章 総 則

第1条 卒業資格を得るための履修は、学則第31条から第34条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

第2章 科目の履修

第2条 (抜粋)

令和2・平成31・30・29・28年度入学生 (20・19・18・17・16台)

2 法学部 (法律学科、経営法学科) の学生は、次の単位を修得しなければならない。(学則第34条参照)

【法律学科】

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|--------------------|---|---------|---|---------------------|---|------------------|-------------|--------|---|----------|-----------|
| (1)共通教育科目 | 総合教養科目 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">人文科学…………… 4 単位以上</td> <td rowspan="3" style="padding: 0 5px;">}</td> <td rowspan="3" style="padding: 0 5px;">計12単位以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">社会科学…………… 4 単位以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">自然科学…………… 4 単位以上</td> </tr> </table> | { | 人文科学…………… 4 単位以上 | } | 計12単位以上 | { | 社会科学…………… 4 単位以上 | { | 自然科学…………… 4 単位以上 | } 総計124単位以上 | | | | |
| { | 人文科学…………… 4 単位以上 | } | 計12単位以上 | | | | | | | | | | | |
| { | 社会科学…………… 4 単位以上 | | | | | | | | | | | | | |
| { | 自然科学…………… 4 単位以上 | | | | | | | | | | | | | |
| | 総合系列科目 外国語科目 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">第1 外国語…………… 8 単位以上</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 5px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 5px;">計8単位以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">第2 外国語…………… 4 単位以上</td> </tr> </table> | { | 第1 外国語…………… 8 単位以上 | } | 計8単位以上 | { | 第2 外国語…………… 4 単位以上 | | | | | | | |
| { | 第1 外国語…………… 8 単位以上 | } | 計8単位以上 | | | | | | | | | | | |
| { | 第2 外国語…………… 4 単位以上 | | | | | | | | | | | | | |
| | 保健体育科目…………… 4 単位 | | | | | | | | | | | | | |
| | 単位互換科目 | | | | | | | | | | | | | |
| (2)専門教育科目 | <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">必修科目…………… 8 単位</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 5px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 5px;">40単位以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">選択必修科目…………… 14 単位以上</td> </tr> </table> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">自コース科目※1</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 5px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 5px;">64単位以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">他コース科目※2</td> </tr> </table> | { | 必修科目…………… 8 単位 | } | 40単位以上 | { | 選択必修科目…………… 14 単位以上 | { | 自コース科目※1 | } | 64単位以上 | { | 他コース科目※2 | } 計72単位以上 |
| { | 必修科目…………… 8 単位 | } | 40単位以上 | | | | | | | | | | | |
| { | 選択必修科目…………… 14 単位以上 | | | | | | | | | | | | | |
| { | 自コース科目※1 | } | 64単位以上 | | | | | | | | | | | |
| { | 他コース科目※2 | | | | | | | | | | | | | |
| (3)自由履修単位 | <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">共通教育科目</td> <td rowspan="3" style="padding: 0 5px;">}</td> <td rowspan="3" style="padding: 0 5px;">計24単位以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">専門教育科目</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">関連教育科目</td> </tr> </table> | { | 共通教育科目 | } | 計24単位以上 | { | 専門教育科目 | { | 関連教育科目 | | | | | |
| { | 共通教育科目 | } | 計24単位以上 | | | | | | | | | | | |
| { | 専門教育科目 | | | | | | | | | | | | | |
| { | 関連教育科目 | | | | | | | | | | | | | |

- ※1 各自が所属するコースの「コース科目」
- ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

【経営法学科】

| | | | |
|--|--------------------|------------------|---------|
| (1)共通教育科目 | 総合教養科目 | 人文科学…………… 4 単位以上 | 計12単位以上 |
| | | 社会科学…………… 4 単位以上 | |
| | | 自然科学…………… 4 単位以上 | |
| | 総合系列科目 | | |
| 外国語科目 | 第1 外国語…………… 8 単位以上 | | |
| | 第2 外国語…………… 4 単位以上 | | |
| 保健体育科目…………… 4 単位 | | | |
| 単位互換科目 | | | |
| (2)専門教育科目 | 必修科目…………… 4 単位 | 68単位以上 | 計72単位以上 |
| | 選択必修科目……………14単位以上 | | |
| | 自コース科目※1 | | |
| | 他コース科目※2 | | |
| | 選択科目 | | |
| (3)自由履修単位 | 共通教育科目 | | 計24単位以上 |
| | 専門教育科目 | | |
| | 関連教育科目 | | |
| ※1 各自が所属するコースの「コース科目」 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」 | | | |

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成27・26・25・24・23年度入学生（15・14・13・12・11台）

2 法学部（法律学科、経営法学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

【法律学科】

| | | | |
|--|-------------------|----------------|-----------|
| (1)共通教育科目 | 総合教養科目 | 人文科学……………4単位以上 | 計12単位以上 |
| | | 社会科学……………4単位以上 | |
| | | 自然科学……………4単位以上 | |
| | | 総合系列科目 | |
| 外国語科目 | 第1外国語……………8単位以上 | 計72単位以上 | |
| | 第2外国語……………4単位以上 | | |
| 保健体育科目……………4単位 | | | |
| 単位互換科目 | | | |
| (2)専門教育科目 | 必修科目……………8単位 | 計36単位以上 | 計72単位以上 |
| | 選択必修科目……………14単位以上 | | |
| | 自コース科目※1 | 計64単位以上 | |
| | 他コース科目※2 | | |
| | 選択科目 | | |
| (3)自由履修単位 | 共通教育科目 | 計24単位以上 | |
| | 専門教育科目…………… | | |
| | 関連教育科目 | | |
| | | | 総計124単位以上 |
| ※1 各自が所属するコースの「コース科目」 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」 | | | |

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目の中から4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

【経営法学科】

| | | | |
|--|--------------------|------------------|---------|
| (1)共通教育科目 | 総合教養科目 | 人文科学…………… 4 単位以上 | 計12単位以上 |
| | | 社会科学…………… 4 単位以上 | |
| | | 自然科学…………… 4 単位以上 | |
| | | 総合系列科目 | |
| 外国語科目 | 第1 外国語…………… 8 単位以上 | 計72単位以上 | |
| | 第2 外国語…………… 4 単位以上 | | |
| 保健体育科目…………… 4 単位 | | | |
| 単位互換科目 | | | |
| (2)専門教育科目 | 必修科目…………… 4 単位 | 68単位以上 | 計72単位以上 |
| | 選択必修科目……………12単位以上 | | |
| | 自コース科目※1 | | |
| | 他コース科目※2 | | |
| | 選択科目 | | |
| (3)自由履修単位 | 共通教育科目 | 計24単位以上 | |
| | 専門教育科目 | | |
| | 関連教育科目 | | |
| ※1 各自が所属するコースの「コース科目」 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」 | | | |

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目の中から4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和2年度入学生(20台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成31年度入学生 (19台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含

め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成30年度入学生 (18台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科

目 4 単位、2 年次の選択科目のうち、物理分野から 4 単位以上、化学分野から 4 単位以上、生物分野から 4 単位以上、衛生分野から 2 単位以上、薬理分野から 2 単位以上、薬剤分野から 2 単位以上を含め計 28 単位以上、合計 52 単位以上、総計 78 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 26 単位以上の修得をもって足りる。

- (3) 第 3 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次の必修科目 7 単位、3 年次の選択科目のうち、物理分野から 3 単位以上、化学分野から 1 単位以上、生物分野から 1 単位以上、衛生分野から 1 単位以上、薬理分野から 2 単位以上、薬剤分野から 4 単位以上、実務分野から 1 単位以上を含め計 19 単位以上、合計 78 単位以上、総計 106 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第 4 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次科目 26 単位以上、4 年次の必修科目 12 単位、4 年次の選択科目のうち、化学分野から 1 単位以上、生物分野から 1 単位以上、薬理分野から 1 単位以上、薬剤分野から 1 単位以上、実務分野から 1 単位以上を含め計 9 単位以上、合計 99 単位以上、総計 127 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第 5 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から 12 単位以上、必修の外国語科目 8 単位を含め計 28 単位以上、専門教育科目について、1 年次科目 20 単位以上、2 年次科目 32 単位以上、3 年次科目 26 単位以上、4 年次科目 21 単位以上、5 年次の必修科目 32 単位、計 131 単位以上、合計 159 単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計 28 単位以上の修得をもって足りる。

第 7 条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第 8 条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第 9 条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2 科目かつ 8 単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第 3 章 受 講

第 10 条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第 11 条 講義は、その開講期間によって、次の 5 種類とする。

- (1) 通年講義（1 年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第 12 条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が 10 人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第 13 条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第 14 条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は

20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成29年度入学生 (17台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
- (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、

3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成28年度入学生 (16台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。

ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文科学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、2年以上在学し、次の各号に定める授業科目の単位を修得していなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

第6条の2 法学部法律学科の学生は、法律特修プログラムを履修することができる。

2 法律特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。法律特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

VI. 諸 規 程

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- 第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。
- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。
- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。
- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
 - (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
 - (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。
- 第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。

この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。

ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ、教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合。
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く）について、登録の変更、追加、削除をする場合。

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は、年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取止めることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成27年度入学生 (15台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第1号又は第6条の4第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第2号・3号又は第6条の4第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第4号又は第6条の4第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この条において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科

目について64単位以上。

- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の5 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。
- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
 - (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
 - (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の6 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については14単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。
 - (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列

科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の7 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単

位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

(1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

(2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の4、工学部は第5条と第6条の5、薬学部は第5条と第6条の7）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成26年度入学生 (14台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次38単位、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が118単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超え

てはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第1号又は第6条の4第2項第1号に該当する者は46単位まで履修することができる。

- (2) 物理科学科、化学科及び地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各54単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第2号・3号・4号又は第6条の4第2項第2号・3号・4号に該当する者は54単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として50単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次35単位、第4年次36単位、第5年次36単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この条において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次必修科目11単位並びに第2年次科目8単位を含む24単位以上。
- (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は第2年次までの選択必修実験科目の10単位以上を含み、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (4) 地球圏科学科の学生は、第2年次までの全実験科目8単位を含み、共通教育科目及び専門教育科目について70単位以上。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の単位を修得していなければ、以下の第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科応用数学コースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目25単位、第3年次の選択必修科目16単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。ただし、選択必修科目16単位のなかには、第2群科目6単位以上を含まなければならない。

社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目27単位、第3年次の選択必修科目12単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目、物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は第3年次までの選択必修実験科目の12単位以上、第3年次の必修とする系別全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(4) 地球圏科学科の学生は、選択必修とする実験科目（A・B・C群のいずれかの科目群）の8単位及び第3年次までの外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

第6条の5 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科、社会デザイン工学科は20単位まで、建築学科は18単位までとする。

第6条の6 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については14単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

VI. 諸 規 程

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の7 薬学部の学生は、第1年次から第5年次のそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より10単位、第1外国語より2単位、単位互換科目を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次科目より17単位以上、合計35単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、合計18単位以上の修得を以って足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、外国語科目より第1外国語6単位、単位互換科目を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、計48単位以上、合計74単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計26単位以上の修得を以って足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、計74単位以上、合計102単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、計99単位以上、合計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、5年次科目34単位、計133単位以上、合計161単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の4、工学部は第5条と第6条の5、薬学部は第5条と第6条の7）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成25年度入学生 (13台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次38単位、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が118単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超え

てはならない。ただし、学科履修規程第6条の3第1項第1号又は第6条の3第2項第1号に該当する者は46単位まで履修することができる。

- (2) 物理科学科、化学科及び地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各54単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の3第1項第2号・3号・4号又は第6条の3第2項第2号・3号・4号に該当する者は54単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として50単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次35単位、第4年次36単位、第5年次36単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次必修科目11単位並びに第2年次科目8単位を含む24単位以上。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は第2年次までの選択必修実験科目の10単位以上を含み、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、第2年次までの全実験科目8単位を含み、共通教育科目及び専門教育科目について70単位以上。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の単位を修得していなければ、以下の第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科応用数学コースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目25単位、第3年次の選択必修科目16単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。ただし、選択必修科目16単位のなかには、第2群科目6単位以上を含まなければならない。

社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目27単位、第3年次の選択必修科目12単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をす

ることはできない。

- (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目、物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は第3年次までの選択必修実験科目の12単位以上、第3年次の必修とする系別全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、選択必修とする実験科目（A・B・C群のいずれかの科目群）の8単位及び第3年次までの外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

第6条の4 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科は20単位まで、建築学科は18単位までとする。

第6条の5 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については14単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次

の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の6 薬学部の学生は、第1年次から第5年次のそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より10単位、第1外国語より2単位、単位互換科目を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次科目より17単位以上、合計35単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、合計18単位以上の修得を以って足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、外国語科目より第1外国語6単位、単位互換科目を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、計48単位以上、合計74単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計26単位以上の修得を以って足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、計74単位以上、合計102単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、計99単位以上、合計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、5年次科目34単位、計133単位以上、合計161単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。
受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の3、工学部は第5条と第6条の4、薬学部は第5条と第6条の6）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成24年度入学生 (12台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次38単位、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が118単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超え

VI. 諸 規 程

てはならない。ただし、学科履修規程第6条の3第1項第1号又は第6条の3第2項第1号に該当する者は46単位まで履修することができる。

(2) 物理科学科、化学科及び地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各54単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の3第1項第2号・3号・4号又は第6条の3第2項第2号・3号・4号に該当する者は54単位まで履修することができる。

7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として50単位を超えてはならない。

8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。

9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次55単位、第2年次55単位、第3年次31単位、第4年次33単位、第5年次36単位、第6年次37単位を超えてはならない。

10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。

11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の時間制の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における時間制の専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次必修科目11単位並びに第2年次科目8単位を含む24単位以上。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科において、化学コースの学生は第2年次までの選択必修実験科目の10単位以上を含み、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(4) 地球圏科学科の学生は、第2年次までの全実験科目8単位を含み、共通教育科目及び専門教育科目について70単位以上。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の単位を修得していなければ、以下の第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科応用数学コースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目25単位、第3年次の選択必修科目16単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。ただし、選択必修科目16単位のなかには、第2群科目6単位以上を含まなければならない。

社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目27単位、第3年次の選択必修科目12単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をす

ることはできない。

- (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目、物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は第3年次までの選択必修実験科目の12単位以上、第3年次の必修とする系別全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、選択必修とする実験科目（A・B・C群のいずれかの科目群）の8単位及び第3年次までの外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

第6条の4 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科は20単位まで、建築学科は18単位までとする。

第6条の5 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、基礎教育科目については8単位、専門教育科目6単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。

ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得してい

なければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の6 薬学部の学生は、第1年次から第5年次のそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より10単位、第1外国語より2単位を含んで計18単位以上、専門教育科目について、1年次科目より24単位以上、合計42単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、合計18単位以上の修得を以って足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、外国語科目より第1外国語6単位を含んで計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、計55単位以上、合計81単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計26単位以上の修得を以って足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目21単位以上、計76単位以上、合計104単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目21単位以上、4年次科目22単位以上、計98単位以上、合計126単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目21単位以上、4年次科目22単位以上、5年次科目34単位、計132単位以上、合計160単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）

- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。
受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の3、工学部は第5条と第6条の4、薬学部は第5条と第6条の6）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成23年度入学生 (11台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次38単位、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が118単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における合格科目の単位数が41単位に不足する場合、さらにその不足単位数に相当する科目を8単位を限度に登録することができる。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の2第1項第1号又は第6条の2第2項第1号に該当する者は46単位まで履修することができる。
- (2) 物理科学科、化学科及び地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各54単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の2第1項第2号・3号・4号又は第6条の2第2項第2号・3号・4号に該当する者は54単位まで履修することができる。

7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として50単位を超えてはならない。

8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。

9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次55単位、第2年次55単位、第3年次31単位、第4年次33単位、第5年次36単位、第6年次37単位を超えてはならない。

10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。

11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の時間制の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における時間制の専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級

又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次必修科目11単位並びに第2年次科目8単位を含む24単位以上。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科において、化学コースの学生は第2年次までの選択必修実験科目の10単位以上を含み、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(4) 地球圏科学科の学生は、第2年次までの全実験科目8単位を含み、共通教育科目及び専門教育科目について70単位以上。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の単位を修得していなければ、以下の第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科応用数学コースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目25単位、第3年次の選択必修科目16単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。ただし、選択必修科目16単位のなかには、第2群科目6単位以上を含まなければならない。

社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目27単位、第3年次の選択必修科目12単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目、物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は第3年次までの選択必修実験科目の12単位以上、第3年次の必修とする系別全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(4) 地球圏科学科の学生は、選択必修とする実験科目(A・B・C群のいずれかの科目群)の8単位及び第3年次までの外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

第6条の3 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科は20単位まで、建築学科は18単位までとする。

第6条の4 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、基礎教育科目については8単位、専門教育科目6単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。

ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より8単位以上、必修の自然科学科目2単位、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目14単位、専門教育科目9単位、合計39単位以上を修得していなければ第2年次に進級できない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より必修科目を含め4単位、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目について、1年次科目14単位、2年次科目8単位、計22単位、専門教育科目について、1年次科目9単位、2年次科目26単位、計35単位、合計81単位以上を修得していなければ第3年次に進級できない。
- (3) 第3年次前期においては、3年次前期に開講する必修の専門基礎科目4単位、専門教育科目12単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。
- (4) 第3年次後期においては、共通教育科目について、総合教養科目として必修科目を含んで16単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目について、1年次科目14単位、2年次科目8単位、3年次科目4単位、計26単位、専門教育科目について、1年次科目9単位、2年次科目26単位、3年次科目26単位、計61単位、合計111単位以上を修得していなければ第4年次に進級できない。

第6条の5 薬学部の学生は、第1年次から第5年次のそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より10単位、第1外国語より2単位を含んで計18単位以上、専門教育科目について、1年次科目より24単位以上、合計42単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、合計18単位以上の修得を以って足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、外国語科目より第1外国語6単位を含んで計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、計55単位以上、合計81単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計26単位以上の修得を以って足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目21単位以上、計76単位以上、合計104単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科

目21単位以上、4年次科目22単位以上、計98単位以上、合計126単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目21単位以上、4年次科目22単位以上、5年次科目34単位、計132単位以上、合計160単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。

受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の2、工学部は第5条と第6条の3、薬学部は第5条と第6条の5）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

年次別授業科目表 《学科履修規程 第4条 別表》

令和2年度入学生 (20台)

法学部 法律学科

※印は必修

| | | 第1・2・3・4年次 | | | | | | | |
|---------|--|-------------------|---------|--------------------|------|-----------------|------|-------------|----|
| | | 授業科目 | | 授業科目 | | 授業科目 | | 授業科目 | |
| | | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 | 単位 |
| 共通教育科目 | 人文科学 | 哲学A | 2 | 哲学B | 2 | 論理学A | 2 | 論理学B | 2 |
| | | 倫理A | 2 | 倫理B | 2 | 宗教学A | 2 | 宗教学B | 2 |
| | | 西史A | 2 | 西史B | 2 | 東洋文芸A | 2 | 東洋文芸B | 2 |
| | 社会科学 | 法経学A | 2 | 法経学B | 2 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 |
| | | 経済学A | 2 | 経済学B | 2 | 商学A | 2 | 商学B | 2 |
| | | 社会学A | 2 | 社会学B | 2 | 教育論A | 2 | 教育論B | 2 |
| | 自然科学 | 基礎物理学A | 2 | 基礎物理学B | 2 | 統計学A | 2 | 統計学B | 2 |
| | | 生物科学A | 2 | 生物科学B | 2 | 化学A | 2 | 化学B | 2 |
| | | 地球科学A | 2 | 地球科学B | 2 | 環境科学A | 2 | 環境科学B | 2 |
| | | 総合科目 | 2 | 生命・健康と医療 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 科学・技術・情報と社会 | 2 |
| 外国語科目 | 第1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| | | ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅡ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅡ | 1 | | |
| | 第2 | ドフランス語Ⅰ | 2 | ドフランス語Ⅱ | 2 | | | | |
| | | ドイツ語Ⅰ | 2 | ドイツ語Ⅱ | 2 | | | | |
| | | 中国語Ⅰ | 2 | 中国語Ⅱ | 2 | | | | |
| | | ロシア語Ⅰ | 2 | ロシア語Ⅱ | 2 | | | | |
| | | スペイン語Ⅰ | 2 | スペイン語Ⅱ | 2 | | | | |
| | | ベトナム語Ⅰ | 2 | ベトナム語Ⅱ | 2 | | | | |
| | | 朝鮮語Ⅰ | 2 | 朝鮮語Ⅱ | 2 | | | | |
| | | ※生涯スポーツ演習Ⅰ | 1 | ※生涯スポーツ論 | 2 | | | | |
| 単位互換科目 | 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | |
| 専門教育科目 | 必修科目 | 憲法Ⅰ | 2 | | | | | | |
| | | 民法Ⅰ | 2 | | | | | | |
| | 選択必修科目 | 債権総論 | 2 | 債権総論 | 2 | 憲法特講Ⅱ | 4 | 憲法特講Ⅲ | 4 |
| | | 民法特論 | 2 | 民法特論 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 |
| | | 行政法 | 2 | 行政法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 |
| | | 労働法 | 2 | 労働法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 |
| | | 商法 | 2 | 商法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 |
| | | 会社法 | 2 | 会社法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 |
| | | 国際法 | 2 | 国際法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 |
| | | 経済法 | 2 | 経済法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 |
| 法律総合コース | 憲法 | 2 | 憲法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 民法 | 2 | 民法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 行政法 | 2 | 行政法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 労働法 | 2 | 労働法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| 公共法務コース | 憲法 | 2 | 憲法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 民法 | 2 | 民法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 行政法 | 2 | 行政法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 労働法 | 2 | 労働法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| 総合政策コース | 行政法 | 2 | 行政法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 労働法 | 2 | 労働法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 商法 | 2 | 商法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 会社法 | 2 | 会社法 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| 選択科目 | 公共政策概論 | 2 | 公共政策概論 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 世界外交史 | 2 | 世界外交史 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 米ソ論 | 2 | 米ソ論 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | ドイツ法概論 | 2 | ドイツ法概論 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | フランス法概論 | 2 | フランス法概論 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | アメリカ法概論 | 2 | アメリカ法概論 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 情報処理論 | 2 | 情報処理論 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | 米ソ法概論 | 2 | 米ソ法概論 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | ドイツ法概論 | 2 | ドイツ法概論 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| | フランス法概論 | 2 | フランス法概論 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | |
| アメリカ法概論 | 2 | アメリカ法概論 | 2 | 民法特講 | 4 | 民法特講 | 4 | | |
| 関連教育科目 | 他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成31年度入学生 (19台)

法学部 法律学科

※印は必修

| | | | 第1・2・3・4年次 | | | | | | | |
|-------------------|------------|----------|--|--------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-------------|------|----|
| | | | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 |
| 共通教育科目 | 総合教養科目 | 人文科学 | 哲学 | A | 哲学 | B | 論宗 | A | 論宗 | B |
| | | | 倫理 | A | 倫理 | B | 教義 | A | 教義 | B |
| | | 西洋史 | A | 西洋史 | B | 東洋史 | A | 東洋史 | B | |
| | | 西アジアの地理 | A | 西アジアの文化 | B | 東洋文芸史 | A | 東洋文芸史 | B | |
| | 社会科学 | 法経社 | A | 法経社 | B | 政商 | A | 政商 | B | |
| | | 教育の原理 | A | 社会心理学 | B | 教育心理学 | A | 教育心理学 | B | |
| | 自然科学 | 数学 | A | 基礎数学 | B | 統計 | A | 物理 | B | |
| | | 新しい世界の自然 | A | 自然の物質化学 | B | 生活と環境の化学 | A | 地球科学 | B | |
| | 総合系科目 | 地球環境 | A | 生命・健康と医療 | B | 国際化と日本 | A | 科学・技術・情報と社会 | B | |
| | 外国語科目 | 第1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ | | | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅡ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅡ | 1 | | | |
| 第2 | | ドクトラ | 2 | ドクトラ | 2 | | | | | |
| | | イングリッシュ | 2 | イングリッシュ | 2 | | | | | |
| | | イングリッシュ | 2 | イングリッシュ | 2 | | | | | |
| 保健体育科目 | ※生涯スポーツ演習Ⅰ | 1 | ※生涯スポーツ論 | 2 | | | | | | |
| | ※生涯スポーツ演習Ⅱ | 1 | | | | | | | | |
| 単位互換科目 | | | 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |
| 専門教育科目 | 必修科目 | 憲法 | 2 | | | | | | | |
| | | 民法 | 2 | | | | | | | |
| | 選択必修科目 | 行政学 | 2 | 債権 | 4 | 民事 | 4 | 演習Ⅱ a | 4 | |
| | | 裁判法 | 2 | 訴訟法 | 4 | 刑事 | 4 | 演習Ⅱ b | 4 | |
| | | 法基礎 | 2 | 民法 | 4 | 民事訴訟法 | 4 | | | |
| | | 法入門 | 2 | 刑法 | 4 | 刑事訴訟法 | 4 | | | |
| | コース科目 | 法律総合コース | | 憲行親政 | 2 | 債相刑 | 4 | 演習Ⅲ | 4 | |
| | | | | 親族法 | 2 | 形・融 | 4 | 税務 | 4 | |
| | | | | 労働法 | 2 | 金融 | 2 | 執行 | 4 | |
| | | | | 消費者法 | 2 | 的 | 2 | 事執行 | 4 | |
| 公共法務コース | | | 憲行親政 | 2 | 行政 | 4 | 民法 | 4 | | |
| | | | 国際法 | 2 | 地比 | 4 | 事執行 | 4 | | |
| 総合政策コース | | 行政 | 4 | 地方 | 4 | 民法 | 4 | | | |
| | | 国際 | 4 | 自治 | 4 | 事執行 | 4 | | | |
| 選択科目 | 公共政策概論 | 公世 | 2 | 情報 | 2 | 日西 | 4 | フランス法セミナーⅡ | 4 | |
| | | 界外 | 4 | 処理 | 2 | 東洋 | 4 | アメリカ法セミナーⅢ | 4 | |
| | | 交史 | 4 | 理論 | 2 | 法 | 4 | | | |
| | | 論史 | 4 | 論法 | 2 | 法 | 4 | | | |
| 関連教育科目 | | | 他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したもののみとする。
 (3) () 内は、今年度休講。

平成30年度入学生 (18台)

法学部 法律学科

※印は必修

| | | 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 年 次 | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------------|---------------------|-------------------|-----|--------------------|---|-----------------|---------|--------------|-----|----------|---|----------|---|
| | | 授 業 科 目 | | 単 位 | 授 業 科 目 | | 単 位 | 授 業 科 目 | | 単 位 | 授 業 科 目 | | 単 位 | |
| 共 通 科 目 | 総 合 教 養 科 目 | 人文科学 | 哲学A | 2 | 哲学B | 2 | 論理教通学A | 2 | 論理教通学B | 2 | 論理教通学A | 2 | 論理教通学B | 2 |
| | | | 倫理学A | 2 | 倫理学B | 2 | 宗本通学A | 2 | 宗本通学B | 2 | 宗本通学A | 2 | 宗本通学B | 2 |
| | | | 東洋史A | 2 | 東洋史B | 2 | 日西通学A | 2 | 日西通学B | 2 | 日西通学A | 2 | 日西通学B | 2 |
| | | | 外国史論学A | 2 | 外国史論学B | 2 | 日西文芸学A | 2 | 日西文芸学B | 2 | 日西文芸学A | 2 | 日西文芸学B | 2 |
| 社会科学 | 政治学概論学A | 2 | 政治学概論学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 | 政経商教地文学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 | 政経商教地文学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 |
| | 経済学概論学A | 2 | 経済学概論学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 | 政経商教地文学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 | 政経商教地文学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 |
| | 社会学概論学A | 2 | 社会学概論学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 | 政経商教地文学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 | 政経商教地文学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 |
| | 教育心理学A | 2 | 教育心理学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 | 政経商教地文学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 | 政経商教地文学B | 2 | 政経商教地文学A | 2 |
| 自然科学 | 物理学入門学A | 2 | 物理学入門学B | 2 | 統計学入門学A | 2 | 統計学入門学B | 2 | 物理学入門学A | 2 | 物理学入門学B | 2 | 物理学入門学A | 2 |
| | 地球科学入門学A | 2 | 地球科学入門学B | 2 | 統計学入門学A | 2 | 統計学入門学B | 2 | 物理学入門学A | 2 | 物理学入門学B | 2 | 物理学入門学A | 2 |
| | 環境科学入門学A | 2 | 環境科学入門学B | 2 | 統計学入門学A | 2 | 統計学入門学B | 2 | 物理学入門学A | 2 | 物理学入門学B | 2 | 物理学入門学A | 2 |
| | 総合系列科目 | 2 | 生命・健康と医療 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 科学・技術・情報と社会 | 2 | 物理学入門学A | 2 | 物理学入門学B | 2 | 物理学入門学A | 2 |
| 育 科 目 | 第 1 年 次 | 授 業 科 目 | | 単 位 | 授 業 科 目 | | 単 位 | 授 業 科 目 | | 単 位 | 授 業 科 目 | | 単 位 | |
| | | 授 業 科 目 | | 単 位 | 授 業 科 目 | | 単 位 | 授 業 科 目 | | 単 位 | 授 業 科 目 | | 単 位 | |
| 育 科 目 | 外 国 語 科 目 | 第 1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | | | | | |
| | | | ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅡ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅡ | 1 | | | | | | |
| | | | ※フレッシュマン・イングリッシュⅢ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅢ | 1 | | | | | | | | |
| | | | ※フレッシュマン・イングリッシュⅣ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅣ | 1 | | | | | | | | |
| 育 科 目 | 外 国 語 科 目 | 第 2 | ドイツ語ⅠA | 2 | ドイツ語ⅡA | 2 | | | | | | | | |
| | | | フランス語ⅠA | 2 | フランス語ⅡA | 2 | | | | | | | | |
| | | | 中国語ⅠA | 2 | 中国語ⅡA | 2 | | | | | | | | |
| | | | ロシア語ⅠA | 2 | ロシア語ⅡA | 2 | | | | | | | | |
| 育 科 目 | 外 国 語 科 目 | 第 2 | ベトナム語ⅠA | 2 | ベトナム語ⅡA | 2 | | | | | | | | |
| | | | 朝鮮語ⅠA | 2 | 朝鮮語ⅡA | 2 | | | | | | | | |
| | | | 英語ⅠB | 2 | 英語ⅡB | 2 | | | | | | | | |
| | | | 英語ⅡB | 2 | 英語ⅢB | 2 | | | | | | | | |
| 育 科 目 | 専 門 教 育 科 目 | 必修科目 | 憲法入門Ⅰ | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | 憲法入門Ⅱ | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | 民法入門 | 2 | | | | | | | | | | |
| | | | 刑法入門 | 2 | | | | | | | | | | |
| 育 科 目 | 専 門 教 育 科 目 | 選択必修科目 | 債権各論Ⅰ | 4 | 民法特講Ⅰ | 4 | 民法特講Ⅱ | 4 | 民法特講Ⅲ | 4 | 民法特講Ⅳ | 4 | 民法特講Ⅴ | 4 |
| | | | 債権各論Ⅱ | 4 | 民法特講Ⅱ | 4 | 民法特講Ⅲ | 4 | 民法特講Ⅳ | 4 | 民法特講Ⅴ | 4 | 民法特講Ⅵ | 4 |
| | | | 債権各論Ⅲ | 4 | 民法特講Ⅲ | 4 | 民法特講Ⅳ | 4 | 民法特講Ⅴ | 4 | 民法特講Ⅵ | 4 | 民法特講Ⅶ | 4 |
| | | | 債権各論Ⅳ | 4 | 民法特講Ⅳ | 4 | 民法特講Ⅴ | 4 | 民法特講Ⅵ | 4 | 民法特講Ⅶ | 4 | 民法特講Ⅷ | 4 |
| 育 科 目 | 専 門 教 育 科 目 | 法律総合コース | 憲法行政法Ⅰ | 2 | 憲法行政法Ⅱ | 2 | 行政法Ⅰ | 2 | 行政法Ⅱ | 2 | 行政法Ⅲ | 2 | 行政法Ⅳ | 2 |
| | | | 憲法行政法Ⅱ | 2 | 憲法行政法Ⅲ | 2 | 行政法Ⅱ | 2 | 行政法Ⅲ | 2 | 行政法Ⅳ | 2 | 行政法Ⅴ | 2 |
| | | | 憲法行政法Ⅲ | 2 | 憲法行政法Ⅳ | 2 | 行政法Ⅲ | 2 | 行政法Ⅳ | 2 | 行政法Ⅴ | 2 | 行政法Ⅵ | 2 |
| | | | 憲法行政法Ⅳ | 2 | 憲法行政法Ⅴ | 2 | 行政法Ⅳ | 2 | 行政法Ⅴ | 2 | 行政法Ⅵ | 2 | 行政法Ⅶ | 2 |
| 育 科 目 | 専 門 教 育 科 目 | 公共法務コース | 憲法行政法Ⅰ | 2 | 憲法行政法Ⅱ | 2 | 行政法Ⅰ | 2 | 行政法Ⅱ | 2 | 行政法Ⅲ | 2 | 行政法Ⅳ | 2 |
| | | | 憲法行政法Ⅱ | 2 | 憲法行政法Ⅲ | 2 | 行政法Ⅱ | 2 | 行政法Ⅲ | 2 | 行政法Ⅳ | 2 | 行政法Ⅴ | 2 |
| | | | 憲法行政法Ⅲ | 2 | 憲法行政法Ⅳ | 2 | 行政法Ⅲ | 2 | 行政法Ⅳ | 2 | 行政法Ⅴ | 2 | 行政法Ⅵ | 2 |
| | | | 憲法行政法Ⅳ | 2 | 憲法行政法Ⅴ | 2 | 行政法Ⅳ | 2 | 行政法Ⅴ | 2 | 行政法Ⅵ | 2 | 行政法Ⅶ | 2 |
| 育 科 目 | 専 門 教 育 科 目 | 総合政策コース | 行政法Ⅰ | 4 | 行政法Ⅱ | 4 | 行政法Ⅲ | 4 | 行政法Ⅳ | 4 | 行政法Ⅴ | 4 | 行政法Ⅵ | 4 |
| | | | 行政法Ⅱ | 4 | 行政法Ⅲ | 4 | 行政法Ⅳ | 4 | 行政法Ⅴ | 4 | 行政法Ⅵ | 4 | 行政法Ⅶ | 4 |
| | | | 行政法Ⅲ | 4 | 行政法Ⅳ | 4 | 行政法Ⅴ | 4 | 行政法Ⅵ | 4 | 行政法Ⅶ | 4 | 行政法Ⅷ | 4 |
| | | | 行政法Ⅳ | 4 | 行政法Ⅴ | 4 | 行政法Ⅵ | 4 | 行政法Ⅶ | 4 | 行政法Ⅷ | 4 | 行政法Ⅷ | 4 |
| 育 科 目 | 専 門 教 育 科 目 | 選択科目 | 公共政策概論 | 2 | 情報処理論 | 4 | 本法制史 | 4 | [フランス法セミナーⅡ] | 4 | | | | |
| | | | 世界外交史 | 4 | 英米法 | 2 | 西方法 | 4 | [アメリカ法セミナーⅢ] | 4 | | | | |
| | | | アメリカ法セミナーⅠ | 4 | フランス法 | 2 | ローマ法 | 4 | | | | | | |
| | | | | | キャリアプランニング | 2 | 近代日本史 | 2 | | | | | | |
| 育 科 目 | 専 門 教 育 科 目 | 関連教育科目 | 行政法Ⅰ | 4 | 行政法Ⅱ | 4 | 行政法Ⅲ | 4 | 行政法Ⅳ | 4 | 行政法Ⅴ | 4 | 行政法Ⅵ | 4 |
| | | | 行政法Ⅱ | 4 | 行政法Ⅲ | 4 | 行政法Ⅳ | 4 | 行政法Ⅴ | 4 | 行政法Ⅵ | 4 | 行政法Ⅶ | 4 |
| | | | 行政法Ⅲ | 4 | 行政法Ⅳ | 4 | 行政法Ⅴ | 4 | 行政法Ⅵ | 4 | 行政法Ⅶ | 4 | 行政法Ⅷ | 4 |
| | | | 行政法Ⅳ | 4 | 行政法Ⅴ | 4 | 行政法Ⅵ | 4 | 行政法Ⅶ | 4 | 行政法Ⅷ | 4 | 行政法Ⅷ | 4 |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成29年度入学生 (17台)

法学部 法律学科

※印は必修

| | | 第1・2・3・4年次 | | | | | | | |
|--------|---|------------------------------|----------|--------------------|---------|-----------------|-------------|--------------|---|
| | | 授業科目 | | 単位 | 授業科目 | | 単位 | 授業科目 | |
| 共通教育科目 | 人文科学 | 哲学A | 2 | 哲学B | 2 | 論理教通学A | 2 | 論理教通学B | 2 |
| | | 倫理学A | 2 | 倫理学B | 2 | 宗本通学A | 2 | 宗本通学B | 2 |
| | 東洋史A | 2 | 東洋史B | 2 | 西日西文A | 2 | 西日西文B | 2 | |
| | 外国史論A | 2 | 外国史論B | 2 | 本洋文術A | 2 | 本洋文教史 | 2 | |
| 社会科学 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 | 政経商教地文A | 2 | 政経商教地文B | 2 | |
| | 社会学A | 2 | 社会学B | 2 | 教育論A | 2 | 教育論B | 2 | |
| 自然科学 | 物理学A | 2 | 物理学B | 2 | 統計学A | 2 | 統計学B | 2 | |
| | 地球科学A | 2 | 地球科学B | 2 | 環境化学A | 2 | 環境化学B | 2 | |
| 総合系列科目 | 総合科目 | 2 | 生命・健康と医療 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 科学・技術・情報と社会 | 2 | |
| 教育科目 | 第1年次 | | 第2年次 | | 第3年次 | | 第4年次 | | |
| | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | |
| 外国語科目 | 第1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| | 第2 | ドクトリン | 2 | ドクトリン | 2 | | | | |
| 保健体育科目 | ※生涯スポーツ演習Ⅰ | | 1 | ※生涯スポーツ論 | | 2 | | | |
| | 単位互換科目 他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | |
| 専門教育科目 | 必修科目 | 憲法入門 | 2 | | | | | | |
| | 選択必修科目 | 民法基礎 | 2 | 債権総論 | 4 | 民事訴訟法 | 4 | 〔演習Ⅱa〕 | 4 |
| 教育科目 | 法律総合コース | | | 行政法 | 4 | 行政法 | 4 | 〔演習Ⅲ〕 | 4 |
| | 公共法務コース | | | 憲法 | 2 | 憲法 | 2 | 〔演習Ⅰ〕 | 4 |
| 教育科目 | 総合政策コース | | | 行政法 | 4 | 行政法 | 4 | 〔演習Ⅱ〕 | 4 |
| | 選択科目 | 公共政策概論 | 2 | 情報処理論 | 4 | 本法制史 | 4 | 〔フランス法セミナーⅡ〕 | 4 |
| 関連教育科目 | | 他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成28年度入学生 (16台)

法学部 法律学科

※印は必修

| | | 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 年 次 | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------------------|-------------------|----------|--------------------|--------|-----------------|--------------|-------------|-----|
| | | 授 業 科 目 | | 単 位 | 授 業 科 目 | | 単 位 | 授 業 科 目 | | 単 位 |
| 共 通 科 目 | 総合教養科目 | 人文科学 | 哲学A | 2 | 哲学B | 2 | 論理史通学A | 2 | 論理史通学B | 2 |
| | | 社会科学 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 |
| | | 自然科学 | 物理学A | 2 | 物理学B | 2 | 物理学A | 2 | 物理学B | 2 |
| | | 総合系列科目 | 総合科目 | 2 | 生命・健康と医療 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 科学・技術・情報と社会 | 2 |
| 育 科 目 | 外国語科目 | 第1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| | | 第2 | ドクトラリン語学Ⅰ | 2 | ドクトラリン語学Ⅱ | 2 | | | | |
| 専 門 教 育 科 目 | 必修科目 | | 憲法Ⅰ | 2 | | | | | | |
| | | | 憲法Ⅱ | 2 | | | | | | |
| | 選択必修科目 | | 行政法Ⅰ | 2 | 債権各論Ⅰ | 4 | 民法Ⅰ | 4 | 〔演習Ⅱa〕 | 4 |
| | | | 行政法Ⅱ | 2 | 債権各論Ⅱ | 4 | 民法Ⅱ | 4 | 〔演習Ⅱb〕 | 4 |
| | 法律総合コース | | 行政法Ⅲ | 2 | 債権各論Ⅲ | 4 | 民法Ⅲ | 4 | 演習Ⅲ | 4 |
| | | | 行政法Ⅳ | 2 | 債権各論Ⅳ | 4 | 民法Ⅳ | 4 | 税務法Ⅰ | 4 |
| | | | 行政法Ⅴ | 2 | 債権各論Ⅴ | 4 | 民法Ⅴ | 4 | 税務法Ⅱ | 4 |
| | 公共法務コース | | 行政法Ⅵ | 2 | 債権各論Ⅵ | 4 | 民法Ⅵ | 4 | 税務法Ⅲ | 4 |
| | | | 行政法Ⅶ | 2 | 債権各論Ⅶ | 4 | 民法Ⅶ | 4 | 税務法Ⅳ | 4 |
| | 総合政策コース | | 行政法Ⅷ | 2 | 債権各論Ⅷ | 4 | 民法Ⅷ | 4 | 税務法Ⅴ | 4 |
| | | 行政法Ⅸ | 2 | 債権各論Ⅸ | 4 | 民法Ⅸ | 4 | 税務法Ⅵ | 4 | |
| 選択科目 | | 公共政策概論 | 2 | 情報処理論 | 4 | 日本法制史 | 4 | 〔フランス法セミナーⅡ〕 | 4 | |
| | | 世界外交史 | 4 | 英米法 | 2 | 東西洋法 | 4 | 〔アメリカ法セミナーⅢ〕 | 4 | |
| 関連教育科目 | | キャリアプランニング | 2 | フランクフルト法 | 2 | 〔ローマ法〕 | 4 | 都市政策 | 2 | |
| | | キャリアプランニング | 2 | フランクフルト法 | 2 | 〔ローマ法〕 | 4 | 九州地域政策 | 2 | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成27年度入学生 (15台)

法学部 法律学科

※印は必修

| | | 第1・2・3・4年次 | | | | | | | |
|----------|---------|--|------|----------|-------|----------|-------|----------|---|
| | | 授業科目 | | 単位 | 授業科目 | | 単位 | 授業科目 | |
| 共通教育科目 | 人文科学 | 哲学A | 2 | 哲学B | 2 | 論宗A | 2 | 論宗B | 2 |
| | | 理学A | 2 | 理学B | 2 | 宗教A | 2 | 宗教B | 2 |
| | 日本史A | 2 | 日本史B | 2 | 日本通論A | 2 | 日本通論B | 2 | |
| | 東洋史A | 2 | 東洋史B | 2 | 西本通論A | 2 | 西本通論B | 2 | |
| 社会科学 | 国史A | 2 | 国史B | 2 | 西本通論A | 2 | 西本通論B | 2 | |
| | 外国史A | 2 | 外国史B | 2 | 西本通論A | 2 | 西本通論B | 2 | |
| 自然科学 | 地理学A | 2 | 地理学B | 2 | 西本通論A | 2 | 西本通論B | 2 | |
| | 教育学A | 2 | 教育学B | 2 | 西本通論A | 2 | 西本通論B | 2 | |
| 総合系科目 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 | 西本通論A | 2 | 西本通論B | 2 | |
| 専門教育科目 | 必修科目 | 憲法I | 2 | 憲法II | 2 | 憲法III | 2 | 憲法IV | 2 |
| | | 民法I | 2 | 民法II | 2 | 民法III | 2 | 民法IV | 2 |
| | 選択必修科目 | 裁判制度概論 | 2 | 債権各論I | 4 | 民事訴訟法IIa | 4 | 刑事訴訟法IIb | 4 |
| | 法律総合コース | 憲法入門ゼミ | 2 | 債権各論II | 4 | 民事訴訟法IIc | 4 | 刑事訴訟法IIc | 4 |
| コース | 法政策コース | 憲法総論 | 2 | 債権各論III | 4 | 民事訴訟法IIc | 4 | 刑事訴訟法IIc | 4 |
| | | 憲法関係論 | 2 | 債権各論IV | 4 | 民事訴訟法IIc | 4 | 刑事訴訟法IIc | 4 |
| 現代市民法コース | 憲法関係論 | 憲法関係論 | 2 | 債権各論V | 4 | 民事訴訟法IIc | 4 | 刑事訴訟法IIc | 4 |
| | | 憲法関係論 | 2 | 債権各論VI | 4 | 民事訴訟法IIc | 4 | 刑事訴訟法IIc | 4 |
| 選択科目 | 世界外交史 | 世界外交史 | 4 | 債権各論VII | 4 | 民事訴訟法IIc | 4 | 刑事訴訟法IIc | 4 |
| | | アメリカ法セミナーI | 4 | 債権各論VIII | 4 | 民事訴訟法IIc | 4 | 刑事訴訟法IIc | 4 |
| 関連教育科目 | 情報処理論 | 情報処理論 | 2 | 債権各論IX | 4 | 民事訴訟法IIc | 4 | 刑事訴訟法IIc | 4 |
| | | 情報処理論 | 2 | 債権各論X | 4 | 民事訴訟法IIc | 4 | 刑事訴訟法IIc | 4 |
| | | 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成26年度入学生 (14台)

法学部 法律学科

※印は必修

| | | 第1・2・3・4年次 | | | | | | | | |
|----------|------------------------------|-------------------|--|--------------------|--------|-----------------|-------------|------|----|--|
| | | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | |
| 共通科目 | 人文科学 | 哲学A | 2 | 哲学B | 2 | 論宗A | 2 | 論宗B | 2 | |
| | | 理学A | 2 | 理学B | 2 | 宗教A | 2 | 宗教B | 2 | |
| | 日東史A | 2 | 日東史B | 2 | 日本通論A | 2 | 日本通論B | 2 | | |
| | 中外史A | 2 | 中外史B | 2 | 西本通論A | 2 | 西本通論B | 2 | | |
| 社会科学 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 | | |
| | 経済学A | 2 | 経済学B | 2 | 経済学A | 2 | 経済学B | 2 | | |
| 自然科学 | 数学A | 2 | 数学B | 2 | 文化人類学A | 2 | 文化人類学B | 2 | | |
| | 物理学A | 2 | 物理学B | 2 | 統計入門 | 2 | 物理科学入門 | 2 | | |
| 総合系科目 | 地球環境 | 2 | 生命・健康と医療 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 科学・技術・情報と社会 | 2 | | |
| 教育科目 | 第1年次 | | 第2年次 | | 第3年次 | | 第4年次 | | | |
| | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | | |
| 外国語科目 | 第1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | | |
| | | ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅡ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅡ | 1 | | | |
| 外国語科目 | 第2 | ドイツ語ⅠA | 2 | ドイツ語ⅡA | 2 | | | | | |
| | | フランス語ⅠA | 2 | フランス語ⅡA | 2 | | | | | |
| | | 中国語ⅠA | 2 | 中国語ⅡA | 2 | | | | | |
| | | ロシア語ⅠA | 2 | ロシア語ⅡA | 2 | | | | | |
| | | スペイン語ⅠA | 2 | スペイン語ⅡA | 2 | | | | | |
| | | 朝鮮語ⅠA | 2 | 朝鮮語ⅡA | 2 | | | | | |
| | | ※生涯スポーツ演習Ⅰ | 1 | ※生涯スポーツ論 | 2 | | | | | |
| | | ※生涯スポーツ演習Ⅱ | 1 | | | | | | | |
| | | 単位互換科目 | 他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |
| | | 必修科目 | 憲法Ⅰ | 2 | | | | | | |
| 民法Ⅰ | 2 | | | | | | | | | |
| 選択必修科目 | 裁判制度概論 | 2 | 契約法Ⅰ | 4 | 民事訴訟法Ⅰ | 4 | | | | |
| | 法基礎 | 4 | 債権法Ⅰ | 4 | 刑事訴訟法Ⅰ | 4 | | | | |
| 専門教育科目 | 法律総合コース | | 憲法Ⅲ | 2 | 行政法Ⅱ | 4 | 商法Ⅱ | 2 | | |
| | | | 民法Ⅲ | 4 | 債権法Ⅱ | 2 | 労働法Ⅱ | 2 | | |
| | 法政策コース | | 憲法Ⅳ | 4 | 行政法Ⅲ | 2 | 民法Ⅲ | 2 | | |
| | | | 民法Ⅳ | 4 | 債権法Ⅲ | 2 | 労働法Ⅲ | 2 | | |
| | | | 憲法Ⅴ | 4 | 行政法Ⅳ | 2 | 民法Ⅳ | 2 | | |
| | | | 民法Ⅴ | 4 | 債権法Ⅳ | 2 | 労働法Ⅳ | 2 | | |
| | | | 憲法Ⅵ | 4 | 行政法Ⅴ | 2 | 民法Ⅴ | 2 | | |
| | | | 民法Ⅵ | 4 | 債権法Ⅴ | 2 | 労働法Ⅴ | 2 | | |
| | | | 憲法Ⅶ | 4 | 行政法Ⅵ | 2 | 民法Ⅵ | 2 | | |
| | | | 民法Ⅶ | 4 | 債権法Ⅵ | 2 | 労働法Ⅵ | 2 | | |
| 現代市民法コース | | 憲法Ⅷ | 2 | 行政法Ⅶ | 4 | 民法Ⅶ | 2 | | | |
| | | 民法Ⅷ | 4 | 債権法Ⅶ | 2 | 労働法Ⅶ | 2 | | | |
| 選択科目 | 世界外交史 | | 情報処理論 | 4 | 日本法史 | 4 | | | | |
| | | | 比較憲法 | 2 | 西方法史 | 4 | | | | |
| | アメリカ法セミナーⅠ | 〔ドイツ法〕 | 2 | 〔フランス法〕 | 2 | 〔アメリカ法〕 | 2 | | | |
| | | 〔フランス法〕 | 2 | 〔ドイツ法〕 | 2 | 〔フランス法〕 | 2 | | | |
| | | 〔アメリカ法〕 | 2 | 〔ドイツ法〕 | 2 | 〔フランス法〕 | 2 | | | |
| | | 〔フランス法〕 | 2 | 〔ドイツ法〕 | 2 | 〔フランス法〕 | 2 | | | |
| | | 〔アメリカ法〕 | 2 | 〔ドイツ法〕 | 2 | 〔フランス法〕 | 2 | | | |
| | | 〔フランス法〕 | 2 | 〔ドイツ法〕 | 2 | 〔フランス法〕 | 2 | | | |
| | | 〔アメリカ法〕 | 2 | 〔ドイツ法〕 | 2 | 〔フランス法〕 | 2 | | | |
| | | 〔フランス法〕 | 2 | 〔ドイツ法〕 | 2 | 〔フランス法〕 | 2 | | | |
| 関連教育科目 | 他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成25年度入学生 (13台)

法学部 法律学科

※印は必修

| | | 第1・2・3・4年次 | | | | | | | |
|----------|--|-------------------|------|--------------------|------|-----------------|------|------|----|
| | | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 |
| 共通科目 | 人文科学 | 哲学A | 2 | 哲学B | 2 | 論理学A | 2 | 論理学B | 2 |
| | | 日本史A | 2 | 日本史B | 2 | 宗教学A | 2 | 宗教学B | 2 |
| | 東洋史A | 2 | 東洋史B | 2 | 本邦史A | 2 | 本邦史B | 2 | |
| | 外国史A | 2 | 外国史B | 2 | 通史A | 2 | 通史B | 2 | |
| 社会科学 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 | 社会学A | 2 | 社会学B | 2 | |
| | 経済学A | 2 | 経済学B | 2 | 商学A | 2 | 商学B | 2 | |
| 自然科学 | 物理学A | 2 | 物理学B | 2 | 化学A | 2 | 化学B | 2 | |
| | 生物学A | 2 | 生物学B | 2 | 地学A | 2 | 地学B | 2 | |
| 総合科目 | 総合科目 | 2 | 総合科目 | 2 | 総合科目 | 2 | 総合科目 | 2 | |
| 教育科目 | 第1年次 | | 第2年次 | | 第3年次 | | 第4年次 | | |
| | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | |
| 外国語科目 | 第1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| | 第2 | ドイ ツ 語 I A | 2 | ドイ ツ 語 II A | 2 | | | | |
| 保健体育科目 | ※生涯スポーツ演習Ⅰ | | 1 | ※生涯スポーツ論 | | | | | |
| | ※生涯スポーツ演習Ⅱ | | 1 | | | | | | |
| 単位互換科目 | 他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | |
| 専門教育科目 | 必修科目 | 憲法 I | 2 | | | | | | |
| | 選択必修科目 | 民法 I | 2 | 契約法 I | 4 | 民事訴訟法 I | 4 | | |
| コース科目 | 法律総合コース | | | 憲法 II | 2 | 行政法 I | 4 | | |
| | 法政策コース | | | 民法 II | 2 | 行政法 II | 4 | | |
| 現代市民法コース | | | | 債権法 I | 4 | 民法 III | 4 | | |
| | | | | 商法 I | 2 | 行政法 III | 4 | | |
| 選択科目 | | | | 民法 III | 2 | 行政法 IV | 4 | | |
| | | | | 商法 II | 2 | 行政法 V | 4 | | |
| 関連教育科目 | 他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成24・23年度入学生 (12・11台)

法学部 法律学科

※印は必修

| | | 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 年 次 | | | | | | | |
|------------------------------|--|---------------------|-----------|--------------------|---------|-----------------|---------|---------|-----|
| | | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 |
| 共 通 科 目 | 人文科学 | 哲学A | 2 | 哲学B | 2 | 論宗A | 2 | 論宗B | 2 |
| | | 理学A | 2 | 理学B | 2 | 理教A | 2 | 理教B | 2 |
| | 日本史A | 2 | 日本史B | 2 | 本通A | 2 | 本通B | 2 | |
| | 東洋史A | 2 | 東洋史B | 2 | 日西A | 2 | 日西B | 2 | |
| 社会科学 | 国史A | 2 | 国史B | 2 | 本通A | 2 | 本通B | 2 | |
| | 地理学A | 2 | 地理学B | 2 | 本通A | 2 | 本通B | 2 | |
| 自然科学 | 数学A | 2 | 数学B | 2 | 文化A | 2 | 文化B | 2 | |
| | 物理学A | 2 | 物理学B | 2 | 文化A | 2 | 文化B | 2 | |
| 総合科目 | 総合科目 | 2 | 生命倫理と医療技術 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 情報と社会 | 2 | |
| 育 育 目 | 第1年次 | | 第2年次 | | 第3年次 | | 第4年次 | | |
| | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | |
| 外 国 語 科 目 | 第1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| | 第2 | ドイ ツ 語 I A | 2 | ドイ ツ 語 II A | 2 | | | | |
| 保 健 体 育 科 目 | 単位互換科目 | ※生涯スポーツ演習Ⅰ | 1 | ※生涯スポーツ論 | 2 | | | | |
| | 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | |
| 専 門 教 育 科 目 | 必修科目 | 憲法 I | 2 | | | | | | |
| | 選択必修科目 | 裁判制度論 | 2 | 契約法 | 4 | 民事訴訟法 | 4 | | |
| コ ー ス 科 目 | 法律総合コース | 憲法 I | 2 | 憲法 I | 2 | 行政法 | 4 | | |
| | 法政策コース | 憲法 I | 2 | 憲法 I | 2 | 行政法 | 4 | | |
| 選 択 科 目 | 現代市民法コース | 憲法 I | 2 | 憲法 I | 2 | 行政法 | 4 | | |
| | 選択科目 | 世界外交史 | 4 | 情報処理論 | 4 | 日本法制史 | 4 | | |
| 関 連 教 育 科 目 | | | | 教育制度論 | 2 | | | | |
| 他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和2年度入学生(20台)

法学部 経営法学科

※印は必修

| | | 第1・2・3・4年次 | | | | | | | |
|--------|------------------------------|--|-----------|--------------------|----------|-----------------|-------------|------|----|
| | | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 |
| 共通教育科目 | 人文科学 | 哲学A | 2 | 哲学B | 2 | 論理学A | 2 | 論理学B | 2 |
| | | 倫理学A | 2 | 倫理学B | 2 | 東洋学A | 2 | 東洋学B | 2 |
| | 日本文学A | 2 | 日本文学B | 2 | 東洋文芸A | 2 | 東洋文芸B | 2 | |
| | 西アジアの文化A | 2 | 西アジアの文化B | 2 | 本洋文芸A | 2 | 本洋文芸B | 2 | |
| 社会科学 | 法経社教育の原理 | 2 | 法経社教育の原理 | 2 | 政商教育論 | 2 | 政商教育論 | 2 | |
| | 経済学A | 2 | 経済学B | 2 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 | |
| 自然科学 | 数学入門 | 2 | 基礎数学 | 2 | 統計学A | 2 | 統計学B | 2 | |
| | 物理の世界 | 2 | 自然界と物質の科学 | 2 | 生活と環境の化学 | 2 | 物理科学入門 | 2 | |
| 総合系科目 | 地球環境 | 2 | 生命・健康と医療 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 科学・技術・情報と社会 | 2 | |
| 外国語科目 | 第1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| | 第2 | ドイツ語ⅠA | 2 | ドイツ語ⅡA | 2 | | | | |
| 保健体育科目 | | ※生涯スポーツ演習Ⅰ | 1 | ※生涯スポーツ論 | 2 | | | | |
| | 単位互換科目 | 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |
| 専攻科目 | 必修科目 | 民法入門 | 2 | | | 民法特講Ⅱ | 4 | | |
| | 選択必修科目 | 憲法Ⅰ | 2 | 債権法Ⅰ | 2 | 民法特講Ⅲa | 4 | | |
| 専攻科目 | 企業法コース | | | 債権法Ⅱ | 2 | 民法特講Ⅲb | 4 | | |
| | 国際コース | | | 債権法Ⅲ | 2 | 民法特講Ⅳ | 4 | | |
| 専攻科目 | 選択科目 | 政治学入門 | 2 | 刑罰法Ⅰ | 4 | 民法特講Ⅳa | 4 | | |
| | | 世界外交史Ⅰ | 4 | 刑罰法Ⅱ | 4 | 民法特講Ⅳb | 4 | | |
| 関連教育科目 | 他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成31年度入学生 (19台)

法学部 経営法学科

*印は必修

| | | 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 年 次 | | | | | | | |
|----------------------------|---------------|--|---------------|--------------------|----------|-----------------|-------------|---------|-----|
| | | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 |
| 共 通 教 養 科 目 | 人文科学 | 哲倫理学A | 2 | 哲倫理学B | 2 | 論理科学A | 2 | 論理科学B | 2 |
| | | 日西史A | 2 | 日西史B | 2 | 東洋史A | 2 | 東洋史B | 2 |
| | | アジアの文化A | 2 | アジアの文化B | 2 | 本洋文学A | 2 | 本洋文学B | 2 |
| | | 西アフリカの文化A | 2 | 西アフリカの文化B | 2 | 本洋文芸A | 2 | 本洋文芸B | 2 |
| 社会科学 | 法経社会学A | 2 | 法経社会学B | 2 | 政商教育学A | 2 | 政商教育学B | 2 | |
| | 社会教育の原理・課程論 | 2 | 社会心理学A | 2 | 政商教育地文論B | 2 | 政商教育地文論B | 2 | |
| | 心理学入門 | 2 | 基礎数学 | 2 | 文化人類学A | 2 | 文化人類学B | 2 | |
| | 新しい世界の地理 | 2 | 自然界と物質の化学 | 2 | 統計入門 | 2 | 物理科学入門 | 2 | |
| 自然科学 | 新しい世界の地理 | 2 | ミクロの生物学 | 2 | 生活と環境の化学 | 2 | 地球科学入門 | 2 | |
| | 自然科学と人間環境 | 2 | 自然地理学(第3年次配当) | 2 | マクロの生物学 | 2 | 自然地理学 | 2 | |
| 総合系科目 | 地球環境 | 2 | 生命・健康と医療 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 科学・技術・情報と社会 | 2 | |
| | | 第 1 年 次 | | 第 2 年 次 | | 第 3 年 次 | | 第 4 年 次 | |
| | | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 |
| 育 科 目 | 第 1 | *フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | *インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| | | *フレッシュマン・イングリッシュⅡ | 1 | *インターメディア・イングリッシュⅡ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅡ | 1 | | |
| | | *フレッシュマン・イングリッシュⅢ | 1 | *インターメディア・イングリッシュⅢ | 1 | | | | |
| | | *フレッシュマン・イングリッシュⅣ | 1 | *インターメディア・イングリッシュⅣ | 1 | | | | |
| | 第 2 | 〔ドイツ語ⅠA〕 | 2 | 〔ドイツ語ⅡA〕 | 2 | | | | |
| | | 〔ドイツ語ⅠB〕 | 2 | 〔ドイツ語ⅡB〕 | 2 | | | | |
| | | 〔フランス語ⅠA〕 | 2 | 〔フランス語ⅡA〕 | 2 | | | | |
| | | 〔フランス語ⅠB〕 | 2 | 〔フランス語ⅡB〕 | 2 | | | | |
| | | 〔中国語ⅠA〕 | 2 | 〔中国語ⅡA〕 | 2 | | | | |
| | | 〔中国語ⅠB〕 | 2 | 〔中国語ⅡB〕 | 2 | | | | |
| 保健体育科目 | *生涯スポーツ演習Ⅰ | 1 | *生涯スポーツ論 | 2 | | | | | |
| | *生涯スポーツ演習Ⅱ | 1 | | | | | | | |
| 単位互換科目 | | 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |
| 専 門 教 育 科 目 | 必修科目 | 民法入門 | 2 | | | | | | |
| | | 憲法 | 2 | | | | | | |
| | | 憲法概論Ⅰ | 2 | | | | | | |
| | | 憲法概論Ⅱ | 2 | | | | | | |
| | 選択必修科目 | 債権各論 | 4 | 債権各論 | 4 | 民法特講Ⅱ | 4 | | |
| | | 債権総論 | 4 | 債権総論 | 4 | 民法特講Ⅲ | 4 | | |
| | | 会社法 | 4 | 会社法 | 4 | 民法特講Ⅱa | 4 | | |
| | | 企業法 | 4 | 企業法 | 4 | 民法特講Ⅱb | 4 | | |
| | | 企業法務特別演習 | 4 | 企業法務特別演習 | 4 | 民法特講Ⅱc | 4 | | |
| | | 企業法務特別演習Ⅱ | 4 | 企業法務特別演習Ⅱ | 4 | | | | |
| コース | ビジネス・マネジメント | 行政法Ⅰ | 4 | 行政法Ⅰ | 4 | 債権総論Ⅱ | 4 | 演習Ⅲ | 4 |
| | | 行政法Ⅱ | 4 | 行政法Ⅱ | 4 | 債権総論Ⅲ | 4 | 商業登記法 | 2 |
| | | 行政法Ⅲ | 4 | 行政法Ⅲ | 4 | 債権総論Ⅳ | 4 | 民事執行法 | 2 |
| | | 行政法Ⅳ | 4 | 行政法Ⅳ | 4 | 債権総論Ⅴ | 4 | 倒産法 | 2 |
| | | 行政法Ⅴ | 4 | 行政法Ⅴ | 4 | 債権総論Ⅵ | 4 | 税務法Ⅰ | 4 |
| | | 行政法Ⅵ | 4 | 行政法Ⅵ | 4 | 債権総論Ⅶ | 4 | 税務法Ⅱ | 4 |
| | インターナショナルスタディ | 国際法総論 | 4 | 国際法総論 | 4 | 債権総論Ⅷ | 4 | 環境法 | 2 |
| | | 国際私法 | 4 | 国際私法 | 4 | 債権総論Ⅷa | 4 | 環境法Ⅱ | 2 |
| | | 国際公法 | 4 | 国際公法 | 4 | 債権総論Ⅷb | 4 | 環境法Ⅲ | 2 |
| | | 国際法実務 | 4 | 国際法実務 | 4 | 債権総論Ⅷc | 4 | 環境法Ⅳ | 2 |
| 選択科目 | 政治学入門 | 2 | 刑法Ⅰ | 4 | 債権総論Ⅷd | 4 | 環境法Ⅴ | 2 | |
| | 世界外交史 | 4 | 刑法Ⅱ | 4 | 債権総論Ⅷe | 4 | 環境法Ⅵ | 2 | |
| | アメリカ法セミナーⅠ | 4 | 刑法Ⅲ | 4 | 債権総論Ⅷf | 4 | 環境法Ⅶ | 2 | |
| | | | | | | | | | |
| 関連教育科目 | | 他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したもののみとする。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成30年度入学生 (18台)

法学部 経営法学科

*印は必修

| | | 第1・2・3・4年次 | | | | | | | | |
|------------------------------|--|----------------------------------|--|----------------------------------|------------------------------|----------------------|------------------------------|----------------------|-------------|---|
| | | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | |
| 共通教育科目 | 人文科学 | 哲倫日東外中入西法政経社教心 | 2 | 哲倫日東外中入西法政経社教心 | 2 | 論宗日西日本文芸 | 2 | 論宗日西日本文芸 | 2 | |
| | | 理学A 史A 通論A 地理学A 教育学A | 2 | 理学B 史B 通論B 地理学B 教育学B | 2 | 論宗日西日本文芸 | 2 | 論宗日西日本文芸 | 2 | |
| | 社会科学 | 政治学概論A 社会学原論A 心理学A | 2 | 政治学概論B 社会学原論B 心理学B | 2 | 政治学A 社会学A 心理学A | 2 | 政治学B 社会学B 心理学B | 2 | |
| | | 文化人類学A | 2 | 文化人類学B | 2 | 文化人類学A | 2 | 文化人類学B | 2 | |
| 自然科学 | 数学入門A 新しい自然環境 | 2 | 基礎数学A 自然界の物理学 ミクロの生物学 自然地理学(第3年次配当) | 2 | 統計入門A 生活と環境の化学 マクロの生物学 | 2 | 統計入門B 生活と環境の化学 マクロの生物学 | 2 | | |
| | 総合系科目 | 2 | 生命・健康と医療 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 科学・技術・情報と社会 | 2 | | |
| 専攻科目 | 第1 | 第1年次 | | 第2年次 | | 第3年次 | | 第4年次 | | |
| | | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | |
| 専攻科目 | 外国語科目 | *フレッシュマン・イングリッシュI | 1 | *インターメディア・イングリッシュI | 1 | アドバンスト・イングリッシュI | 1 | | | |
| | | *フレッシュマン・イングリッシュII | 1 | *インターメディア・イングリッシュII | 1 | アドバンスト・イングリッシュII | 1 | | | |
| | | *フレッシュマン・イングリッシュIII | 1 | *インターメディア・イングリッシュIII | 1 | | | | | |
| | | *フレッシュマン・イングリッシュIV | 1 | *インターメディア・イングリッシュIV | 1 | | | | | |
| | 第2 | ドイ ツ 語 I A | 2 | ドイ ツ 語 II A | 2 | | | | | |
| | | ドイ ツ 語 I B | 2 | ドイ ツ 語 II B | 2 | | | | | |
| | | フ ラ ン ス 語 I A | 2 | フ ラ ン ス 語 II A | 2 | | | | | |
| | | フ ラ ン ス 語 I B | 2 | フ ラ ン ス 語 II B | 2 | | | | | |
| | | 中 国 語 I A | 2 | 中 国 語 II A | 2 | | | | | |
| | | 中 国 語 I B | 2 | 中 国 語 II B | 2 | | | | | |
| ロ シ ア 語 I A | 2 | ロ シ ア 語 II A | 2 | | | | | | | |
| ロ シ ア 語 I B | 2 | ロ シ ア 語 II B | 2 | | | | | | | |
| ス ペ イ ン 語 I A | 2 | ス ペ イ ン 語 II A | 2 | | | | | | | |
| ス ペ イ ン 語 I B | 2 | ス ペ イ ン 語 II B | 2 | | | | | | | |
| 朝 鮮 語 I A | 2 | 朝 鮮 語 II A | 2 | | | | | | | |
| 朝 鮮 語 I B | 2 | 朝 鮮 語 II B | 2 | | | | | | | |
| 保健体育科目 | *生涯スポーツ演習I | 1 | *生涯スポーツ演習II | 2 | | | | | | |
| 単位互換科目 | 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | | |
| 専攻科目 | 必修科目 | 民法入門 | 2 | | | 民法特講II | 4 | | | |
| | | 憲法 | 2 | | | 民法特講III | 4 | | | |
| | 選択必修科目 | 憲法判例概論 | 2 | 債権各論 | 4 | 民法特講IIIa | 4 | | | |
| | | 裁判制度概論 | 2 | 債権各論II | 4 | 民法特講IIIb | 4 | | | |
| | | 企業実務と法学入門ゼミ | 2 | 債権各論III | 4 | 民法特講IIIc | 4 | | | |
| | | パワーアップゼミ | 4 | 債権各論IV | 4 | 民法特講IIId | 4 | | | |
| | | 国際コミュニケーション・法政事情I | 4 | 債権各論V | 4 | 民法特講IIIe | 4 | | | |
| | | 国際コミュニケーション・法政事情II | 4 | 債権各論VI | 4 | 民法特講IIIf | 4 | | | |
| | 国際コミュニケーション海外研修 | 2 | | | 民法特講IIIg | 4 | | | | |
| | コース | ビジネス・マネージメント | | | 行政法I | 4 | 債権総論 | 4 | 演習III | 4 |
| | | | | 行政法II | 4 | 債権総論II | 4 | 商業登記法 | 2 | |
| | | | | 行政法III | 4 | 債権総論III | 4 | 商事執行・保全法 | 2 | |
| | | | | 行政法IV | 4 | 債権総論IV | 4 | 例産法 | 2 | |
| 専攻科目 | コース | インターナショナルスタディ | | | 親族法 | 4 | 債権総論V | 4 | 西洋法制史 | 4 |
| | | | | | 労働法 | 4 | 債権総論VI | 4 | インターナショナル | 2 |
| | | | | | 消費者法 | 4 | 債権総論VII | 4 | | |
| | | | | | アメリカ法政事情 | 2 | 債権総論VIII | 4 | | |
| | | | | | アメリカ海外研修 | 2 | 債権総論IX | 4 | | |
| | | | | | [アジア法政事情] | 2 | 債権総論X | 4 | | |
| | | | | | [アジア海外研修] | 2 | 債権総論XI | 4 | | |
| | | | | | [EU法政事情] | 2 | 債権総論XII | 4 | | |
| | | | | | [EU海外研修] | 2 | 債権総論XIII | 4 | | |
| | | | | | | | 行政法V | 4 | 債権総論XIV | 4 |
| | | | | 行政法VI | 4 | 債権総論XV | 4 | | | |
| 専攻科目 | 選択科目 | 政治学入門 世界外交史 アメリカ法セミナーI | | | 国際法総論 | 4 | 国際法各論 | 4 | 西洋法制史 | 4 |
| | | | | | 国際法論 | 4 | 国際私法 | 4 | インターナショナル | 2 |
| | | | | | 国際法米法 | 2 | 国際取引法 | 2 | | |
| | | | | | [ドイツ法] | 2 | 国際知的財産法 | 2 | | |
| | | | | | [フランス法] | 2 | 国際民事手続法 | 2 | | |
| | | | | | [アメリカ法] | 2 | 国際経済法 | 4 | | |
| | | | | 国際民法 | 2 | | | | | |
| | | | | 国際税 | 2 | | | | | |
| | | | | [EU政治史] | 2 | アジア太平洋関係論 | 2 | | | |
| | | | | アメリカ法政事情 | 2 | 知的財産法 | 4 | | | |
| | | | | アメリカ海外研修 | 2 | 環境法 | 2 | | | |
| | | | | [アジア法政事情] | 2 | 比較憲法 | 2 | | | |
| | | | | [アジア海外研修] | 2 | 観光法 | 2 | | | |
| | | | | [EU法政事情] | 2 | [NPO論] | 2 | | | |
| | | | | [EU海外研修] | 2 | マスメディア論 | 2 | | | |
| 専攻科目 | 選択科目 | 政治学入門 世界外交史 アメリカ法セミナーI | | | 刑法I | 4 | [法学] | 4 | | |
| | | | | | 刑法II | 4 | 東洋法制史 | 4 | | |
| 専攻科目 | 選択科目 | 政治学入門 世界外交史 アメリカ法セミナーI | | | 社会学原論 | 4 | [ローマ法] | 4 | | |
| | | | | | 情報処理論 | 4 | 近代日本法史 | 2 | | |
| | | | | | キャリアプランニング | 2 | 警察活動の理論と実務 | 2 | | |
| | | | | | アジア法セミナーI | 4 | 特別講義 | 2-10 | | |
| | | | | | [ドイツ法セミナーI] | 4 | [アジア法セミナーII] | 4 | | |
| | | | | | [フランス法セミナーI] | 4 | [ドイツ法セミナーII] | 4 | | |
| | | | | | [アメリカ法セミナーII] | 4 | [フランス法セミナーII] | 4 | | |
| | | | | | | | [アメリカ法セミナーIII] | 4 | | |
| | | | | | | | | | 大学院連携特別演習I | 4 |
| | | | | | | | | | 大学院連携特別演習II | 4 |
| | | | | | | 卒業論文 | 2 | | | |
| 専攻科目 | 関連教育科目 | | | | 日本経済史 | 4 | | | | |
| | | | | | 東洋経済史 | 4 | | | | |
| | | | | 西洋経済史 | 4 | | | | | |
| 他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成29年度入学生 (17台)

法学部 経営法学科

※印は必修

| | | 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 年 次 | | | | | | | |
|----------------------------|--|---------------------|----------|--------------------|-----------|-----------------|-------------|---------|-----|
| | | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 |
| 共 通 教 育 科 目 | 人文科学 | 哲学A | 2 | 哲学B | 2 | 論宗理A | 2 | 論宗理B | 2 |
| | | 倫理学A | 2 | 倫理学B | 2 | 宗教学A | 2 | 宗教学B | 2 |
| | 日本史A | 2 | 日本史B | 2 | 本邦史A | 2 | 本邦史B | 2 | |
| | 東洋史A | 2 | 東洋史B | 2 | 西本洋文A | 2 | 西本洋文B | 2 | |
| 社会科学 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 | |
| | 経済学A | 2 | 経済学B | 2 | 経済学A | 2 | 経済学B | 2 | |
| 自然科学 | 数理学A | 2 | 基礎数学B | 2 | 統計学A | 2 | 物理科学入門 | 2 | |
| | 新理の地と人 | 2 | 自然界の生物科学 | 2 | 生活と環境の生物学 | 2 | 地球科学入門 | 2 | |
| 総合系科目 | 地球環境 | 2 | 生命・健康と医療 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 科学・技術・情報と社会 | 2 | |
| 育 外 国 語 科 目 | 第1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| | | ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅡ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅡ | 1 | | |
| 第2 | 第2 | ドイ ツ 語 I A | 2 | ドイ ツ 語 II A | 2 | | | | |
| | | ドイ ツ 語 I B | 2 | ドイ ツ 語 II B | 2 | | | | |
| | | フ ラ ン ス 語 I A | 2 | フ ラ ン ス 語 II A | 2 | | | | |
| | | フ ラ ン ス 語 I B | 2 | フ ラ ン ス 語 II B | 2 | | | | |
| | | 中 国 語 I A | 2 | 中 国 語 II A | 2 | | | | |
| | | 中 国 語 I B | 2 | 中 国 語 II B | 2 | | | | |
| | | ロ シ ア 語 I A | 2 | ロ シ ア 語 II A | 2 | | | | |
| | | ロ シ ア 語 I B | 2 | ロ シ ア 語 II B | 2 | | | | |
| ス ベ イ ツ 語 I A | 2 | ス ベ イ ツ 語 II A | 2 | | | | | | |
| ス ベ イ ツ 語 I B | 2 | ス ベ イ ツ 語 II B | 2 | | | | | | |
| 朝 鮮 語 I A | 2 | 朝 鮮 語 II A | 2 | | | | | | |
| 朝 鮮 語 I B | 2 | 朝 鮮 語 II B | 2 | | | | | | |
| 保健体育科目 | ※生涯スポーツ演習Ⅰ | 1 | ※生涯スポーツ論 | 2 | | | | | |
| 単位互換科目 | 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | |
| 専 門 教 育 科 目 | 必修科目 | 民法入門 | 2 | | | | | | |
| | | 憲法 | 2 | | | | | | |
| 選択必修科目 | 選択必修科目 | 債権各論 | 4 | 債権各論 | 4 | 民法特講Ⅱ | 4 | | |
| | | 債権法 | 4 | 債権法 | 4 | 民法特講Ⅲ | 4 | | |
| コース | ビジネス・マネージメント | 企業法 | 2 | 企業法 | 2 | 民法特講Ⅱa) | 4 | | |
| | | 企業法 | 2 | 企業法 | 2 | 民法特講Ⅱb) | 4 | | |
| コース | インターナショナルスタディ | 行政法 | 4 | 行政法 | 4 | 企業法務特別演習 | 4 | | |
| | | 親族法 | 4 | 親族法 | 4 | 演習Ⅱ | 4 | | |
| 選択科目 | 選択科目 | 政治学入門 | 2 | 刑罰論 | 4 | 演習Ⅲ | 4 | | |
| | | 世界外交セミナーⅠ | 4 | 政治学原論 | 4 | 商業登記法 | 2 | | |
| 関連教育科目 | 関連教育科目 | | | 憲法 | 4 | 民事執行・保全法 | 2 | | |
| | | | | 憲法 | 4 | 倒産法 | 2 | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
(2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
(3) [] 内は、今年度休講。

平成28年度入学生 (16台)

法学部 経営法学科

※印は必修

| | | 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 年 次 | | | | | | | |
|----------------------------|--|---|--|---|--|--|--|--|--|
| | | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 |
| 共 通 教 育 科 目 | 人文科学 | 哲倫日東外中 理本洋史通 学A史A論A 学A史A論A 学A史A論A 学A史A論A 学A史A論A 学A史A論A | 2 2 2 2 2 2 2 | 哲倫日東外中 理本洋史通 学B史B論B 学B史B論B 学B史B論B 学B史B論B 学B史B論B | 2 2 2 2 2 2 2 | 論宗日西日西 理教史通 学A論A史A 学A論A史A 学A論A史A 学A論A史A 学A論A史A | 2 2 2 2 2 2 2 | 論宗日西日西 理教史通 学B論B史B 学B論B史B 学B論B史B 学B論B史B 学B論B史B | 2 2 2 2 2 2 2 |
| | | 社会科学 | 法政経社教心 治済学概 学A論A学A 学A論A学A 学A論A学A 学A論A学A | 2 2 2 2 2 2 2 | 法政経社教心 治済学概 学B論B学B 学B論B学B 学B論B学B 学B論B学B | 2 2 2 2 2 2 2 | 政経商教地文 治済学育 学A論A学A 学A論A学A 学A論A学A 学A論A学A | 2 2 2 2 2 2 2 | 政経商教地文 治済学育 学B論B学B 学B論B学B 学B論B学B 学B論B学B |
| | 自然科学 | 数物新自 学理の地 入世球 門界観 学A学A学A 学A学A学A 学A学A学A | 2 2 2 2 2 2 2 | 基礎数 学B学B 学B学B 学B学B 学B学B 学B学B | 2 2 2 2 2 2 2 | 統計人類学 学A学A学A 学A学A学A 学A学A学A 学A学A学A | 2 2 2 2 2 2 2 | 物理科学入 門地自然 学B学B学B 学B学B学B 学B学B学B 学B学B学B | 2 2 2 2 2 2 2 |
| | 総合系科目 | 地球環境 | 2 | 生命・健康と医療 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 科学・技術・情報と社会 | 2 |
| 育 外 国 語 科 目 | 第1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| | | ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅡ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅡ | 1 | | |
| | 第2 | 【ドイ ツ 語 I A 2 | 2 | 【ドイ ツ 語 II A 2 | 2 | | | | |
| | | 【フ ラ ンス 語 I A 2 | 2 | 【フ ラ ンス 語 II A 2 | 2 | | | | |
| 【中 国 語 I A 2 | | 2 | 【中 国 語 II A 2 | 2 | | | | | |
| 【ロ シ ア 語 I A 2 | | 2 | 【ロ シ ア 語 II A 2 | 2 | | | | | |
| 【ス ペ イ ン 語 I A 2 | | 2 | 【ス ペ イ ン 語 II A 2 | 2 | | | | | |
| 【朝 鮮 語 I A 2 | | 2 | 【朝 鮮 語 II A 2 | 2 | | | | | |
| 保健体育科目 | ※生涯スポーツ演習Ⅰ | 1 | ※生涯スポーツ論 | 2 | | | | | |
| 単位互換科目 | 他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | |
| 専 門 教 育 科 目 | 必修科目 | 民法入門 | 2 | | | | | | |
| | | 憲法 | 2 | | | | | | |
| | | 憲法裁判制度概論 | 2 | | | | | | |
| | | 企業実務と法学部入門ゼミ | 2 | | | | | | |
| | 選択必修科目 | パワーアップゼミ | 4 | 債権各論 | 4 | 民法特講Ⅱa | 4 | | |
| | | 国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ | 4 | 債権総論 | 4 | 民法特講Ⅱb | 4 | | |
| | | 国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ | 4 | 債権総論 | 4 | | | | |
| | | 国際コミュニケーション海外研修 | 2 | 行政法Ⅰ | 4 | 演習Ⅱ | 4 | 演習Ⅲ | 4 |
| | | | | 行政法Ⅱ | 4 | 債権総論 | 4 | 商業登記法 | 2 |
| | | | | 労働法 | 4 | 親族法 | 2 | 民事執行法 | 2 |
| 科 目 | コース ビジネス マネージメント | | | 消費者法 | 2 | 民事訴訟法 | 4 | 倒産法 | 2 |
| | | | | アメリカ法政事情 | 2 | 企業法 | 2 | 税務法 | 4 |
| | | | | アメリカ海外研修 | 2 | 企業法 | 2 | 環境法 | 2 |
| | | | | 【アジア法政事情】 | 2 | 企業法 | 2 | 光通信法 | 2 |
| | コース インターナショナル スタディ | | | 【E U 法政事情】 | 2 | 商法 | 2 | 社会実務特別演習 | 4 |
| | | | | 【E U 海外研修】 | 2 | 商法 | 2 | インターンシップ | 2 |
| | | | | 国際法総論 | 4 | 国際私法 | 4 | 西洋法制史 | 4 |
| | | | | 国際公法 | 4 | 国際取引法 | 4 | インターンシップ | 2 |
| | | | | 【ドイ ツ 法】 | 2 | 国際民事手続法 | 4 | | |
| | | | | 【フ ラ ンス 法】 | 2 | 国際労働法 | 2 | | |
| 選択科目 | | | 【E U 法政事情】 | 2 | 国際税 | 2 | | | |
| | | | 【E U 海外研修】 | 2 | アジア太平洋関係論 | 2 | | | |
| | | | 政治学入門 | 2 | 知的財産法 | 4 | | | |
| | | | 世界外交セミナーⅠ | 4 | 環境法 | 2 | | | |
| 関 連 教 育 科 目 | | | 刑罰学 | 4 | 比較憲法 | 2 | | | |
| | | | 社会学 | 4 | 観光法 | 2 | | | |
| | | | 情報処理論 | 4 | 【N P O 論】 | 2 | | | |
| | | | キャリアプランニング | 2 | マスメディア論 | 2 | | | |
| | | 他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |
| | | | | | | 日本経済史 | 4 | | |
| | | | | | | 東洋法制史 | 4 | | |
| | | | | | | 【ロ一マ法】 | 4 | | |
| | | | | | | 警察活動の理論と実務 | 2 | | |
| | | | | | | 特別講義 | 2-10 | | |
| | | | | | | 【アジア法セミナーⅠ】 | 4 | 大学院連携特別演習Ⅰ | 4 |
| | | | | | | 【ドイツ法セミナーⅠ】 | 4 | 大学院連携特別演習Ⅱ | 4 |
| | | | | | | 【フランス法セミナーⅠ】 | 4 | 卒業論文 | 2 |
| | | | | | | 【アメリカ法セミナーⅡ】 | 4 | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成27年度入学生 (15台)

法学部 経営法学科

※印は必修

| | | 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 年 次 | | | | | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|--|--|--|---|---|---|--|--|--|--|
| | | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | | |
| 共 通 教 育 | 教 育 目 的 | 人文科学 | 哲倫日東外中 人西文洋 史通論学 史地理学 学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 | 哲倫日東外中 国史通論 学B 2 学B 2 学B 2 学B 2 学B 2 学A 2 | 論宗日西日 本西洋文 史通論学 史文学術 学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 学B 2 | 論宗日西日 本西洋文 史通論学 史文学術 学B 2 学B 2 学B 2 学B 2 学B 2 | | | | | |
| | | 社会科学 | 法政経済社 会教育理 学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 | 法政経済社 会教育理 学B 2 学B 2 学B 2 学B 2 学B 2 | 政経商教地 文文化人 類学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 | 政経商教地 文文化人 類学B 2 学B 2 学B 2 学B 2 学B 2 | | | | | |
| | | 自然科学 | 数物新自 理し自然 科学地 球環 境学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 | 基礎自然ミ クロ生物 学B 2 学B 2 学B 2 学B 2 学B 2 | 統計生活マ クロの生 物学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 | 文理科地 球科学自 然科学入 門学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 学A 2 | | | | | |
| | | 総合系列 科目 | 地 | 生命・健康 と医療学 A 2 | 国際化と日 本学A 2 | 科学・技術 ・情報と社 会学A 2 | | | | | |
| | | 第 1 年 次 | | 第 2 年 次 | | 第 3 年 次 | | 第 4 年 次 | | | |
| | | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | | |
| 外 国 語 科 目 | 第 1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ ※フレッシュマン・イングリッシュⅢ ※フレッシュマン・イングリッシュⅣ | 1 1 1 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ ※インターメディア・イングリッシュⅡ ※インターメディア・イングリッシュⅢ ※インターメディア・イングリッシュⅣ 海外英語研修 | 1 1 1 1 2 | アドバンスト・イングリッシュⅠ アドバンスト・イングリッシュⅡ | 1 1 | | | | |
| | 第 2 | 〔ドイ ツ 語 I A 2 ドイ ツ 語 I B 2 フ ラ ン ス 語 I A 2 フ ラ ン ス 語 I B 2 中 国 語 I A 2 中 国 語 I B 2 ロ シ ア 語 I A 2 ロ シ ア 語 I B 2 ス ペ イ ン 語 I A 2 ス ペ イ ン 語 I B 2 朝 鮮 語 I A 2 朝 鮮 語 I B 2〕 | 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | 〔ドイ ツ 語 II A 2 ドイ ツ 語 II B 2 フ ラ ン ス 語 II A 2 フ ラ ン ス 語 II B 2 中 国 語 II A 2 中 国 語 II B 2 ロ シ ア 語 II A 2 ロ シ ア 語 II B 2 ス ペ イ ン 語 II A 2 ス ペ イ ン 語 II B 2 朝 鮮 語 II A 2 朝 鮮 語 II B 2〕 | 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | | | | | | |
| 保健体育科目 | | ※生涯スポーツ演習Ⅰ ※生涯スポーツ演習Ⅱ | 1 1 | ※生涯スポーツ | 2 | | | | | | |
| 単位互換科目 | | 他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | | |
| 専 門 教 育 科 目 | 必 修 科 目 | 民法入門 法総則 | 2 2 | | | | | | | | |
| | | 憲法 裁判制度概論 企業実務と法 法学部入門ゼミ パワーアップゼミ 国際コミュニケーション法政精Ⅰ 国際コミュニケーション法政精Ⅱ 国際コミュニケーション海外研修 | 2 2 2 2 2 2 2 2 | 債権各論 物権 会社法 企業法 演習Ⅰ | 4 4 4 4 4 4 4 4 | 〔演習Ⅱa〕 演習Ⅱb | 4 4 | | | | |
| | 選 択 必 修 科 目 | 行政法Ⅰ 経済労働法 社会保険と法 ベンチャー起業と法 アメリカ法政事情 アメリカ海外研修 〔アジア法政事情〕 〔E U 法政事情〕 〔E U 海外研修〕 | 4 4 4 2 2 2 2 2 2 2 | 行政法Ⅱ 債権各論 物権 会社法 企業法 演習Ⅱ | 4 4 4 4 4 4 4 4 | 演習Ⅱ 債権総論 親族相続法 民事訴訟法 民事執行法 企業取引 商事総論 商事商品取引 保険法 小企業と法 知的財産法 商業登記法 | 4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | 演習Ⅲ 民事執行・保全法 倒産処理法Ⅰ 倒産処理法Ⅱ 税務法Ⅰ 税務法Ⅱ 環境光 法特別演習Ⅳ インターンシップ | 4 2 2 4 4 2 2 4 2 2 2 2 | | |
| | | 比較憲法 国際法総論 国際関係論 外国法米 〔ドイツ法〕 〔フランス法〕 〔E U 法〕 アメリカ法政事情 アメリカ海外研修 〔アジア法政事情〕 〔アジア海外研修〕 〔E U 法政事情〕 〔E U 海外研修〕 | 2 4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | 国際私法 国際引法 国際民事手続法 国際経済法 〔国際労働法〕 国際税法 アジア太平洋関係論 海商法 知的財産法 環境法 観 インターンシップ | 4 4 4 2 2 2 2 2 4 4 2 2 2 | 国際法各論 国際私法 国際引法 国際民事手続法 国際経済法 〔国際労働法〕 国際税法 アジア太平洋関係論 海商法 知的財産法 環境法 観 インターンシップ | 4 4 2 2 2 2 2 2 4 4 2 2 2 | | | | |
| | | 世界外交史 アメリカ法セミナーⅠ | 4 4 | 刑法Ⅰ 法社会学 情報処理論 キャリアプランニング アジア法セミナーⅠ 〔ドイツ法セミナーⅠ〕 〔フランス法セミナーⅠ〕 〔アメリカ法セミナーⅡ〕 | 4 4 4 2 4 4 4 4 | 西洋法制史 警察活動の理論と実務 特別講義 〔アジア法セミナーⅡ〕 〔ドイツ法セミナーⅡ〕 〔フランス法セミナーⅡ〕 〔アメリカ法セミナーⅢ〕 | 4 2 10 4 4 4 4 | 大学院連携特別演習Ⅰ 大学院連携特別演習Ⅱ 卒業論文 | 4 4 2 | | |
| | | 関連教育科目 | | | | | 日本経済史 東洋経済史 西洋経済史 | 4 4 4 | | | |
| | | 他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成26年度入学生 (14台)

法学部 経営法学科

※印は必修

| | | 第1・2・3・4年次 | | | | | | | |
|--------|---------------|--|---------------------|--|-------|-----------------|-------|-------------|------|
| | | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 |
| 共通教育科目 | 人文科学 | 哲倫日東外中入西 | 学A 2 | 哲倫日東外中芸 | 学B 2 | 論宗日西日本芸 | 学A 2 | 論宗日西日本文 | 学B 2 |
| | | 理本洋史通文地理学 | 学A 2 | 理本洋史通文地理学 | 学B 2 | 理教史通論史文 | 学A 2 | 理教史通論史文 | 学B 2 |
| | 社会科学 | 法政経社教心 | 学A 2 | 法政経社地心 | 学B 2 | 政経商教地文 | 学A 2 | 政経商教地文 | 学B 2 |
| | | 治学概論学 | 学A 2 | 治学概論学 | 学B 2 | 治学概論学 | 学A 2 | 治学概論学 | 学B 2 |
| 自然科学 | 数物新自地 | 学A 2 | 基礎自然ミク自然地理学(第3年次配当) | 学B 2 | 統計生活マ | 学A 2 | 統計生活マ | 学B 2 | |
| | 数物新自地 | 学A 2 | 基礎自然ミク自然地理学(第3年次配当) | 学B 2 | 統計生活マ | 学A 2 | 統計生活マ | 学B 2 | |
| 総合系列科目 | | 地球環境 | 2 | 生命・健康と医療 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 科学・技術・情報と社会 | 2 |
| 教育科目 | 第1年次 | | 第2年次 | | 第3年次 | | 第4年次 | | |
| | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | 授業科目 | 単位 | |
| 外国語科目 | 第1 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| | 第2 | ドイ ツ 語 I A 2 ドイ ツ 語 I B 2 フ ラ ン ス 語 I A 2 フ ラ ン ス 語 I B 2 中 国 語 I A 2 中 国 語 I B 2 ロ シ ア 語 I A 2 ロ シ ア 語 I B 2 ス ベ イ 語 I A 2 ス ベ イ 語 I B 2 朝 鮮 語 I A 2 朝 鮮 語 I B 2 | 2 | ドイ ツ 語 II A 2 ドイ ツ 語 II B 2 フ ラ ン ス 語 II A 2 フ ラ ン ス 語 II B 2 中 国 語 II A 2 中 国 語 II B 2 ロ シ ア 語 II A 2 ロ シ ア 語 II B 2 ス ベ イ 語 II A 2 ス ベ イ 語 II B 2 朝 鮮 語 II A 2 朝 鮮 語 II B 2 | 2 | | | | |
| 保健体育科目 | | ※生涯スポーツ演習Ⅰ | 1 | ※生涯スポーツ演習Ⅱ | 2 | | | | |
| 単位互換科目 | | 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |
| 専門教育科目 | 必修科目 | 民法概論Ⅰ | 2 | | | | | | |
| | | 民法概論Ⅱ | 2 | | | | | | |
| | 選択必修科目 | 憲法 | 2 | 契約 | 4 | [演習Ⅱa] | 4 | | |
| | | 裁判制度概論 | 2 | 財産権 | 4 | 演習Ⅱb | 4 | | |
| | | 企業実務と法 | 2 | 会社法 | 4 | | | | |
| | | 法学部入門ゼミ | 2 | 企業法 | 4 | | | | |
| | | パワーアップゼミ | 2 | 企業法 | 4 | | | | |
| | | 国際コミュニケーション法政事情Ⅰ | 4 | 行政法Ⅰ | 4 | 演習Ⅲ | 4 | | |
| | | 国際コミュニケーション法政事情Ⅱ | 2 | 行政法Ⅱ | 4 | 債権・担保法 | 4 | 民事執行・保全法 | 2 |
| | | 国際コミュニケーション海外研修 | 2 | 労働法 | 4 | 相続法 | 2 | 倒産処理法 | 2 |
| コース | ビジネスマネジメント | | ベンチャー起業と法 | 2 | 民事訴訟法 | 4 | 税務法Ⅰ | 4 | |
| | インターナショナルスタディ | | アメリカ法政事情 | 2 | 民事訴訟法 | 4 | 税務法Ⅱ | 4 | |
| 選択科目 | 世界外交史 | 4 | アメリカ海外研修 | 2 | 企業金融法 | 2 | 環境光法 | 2 | |
| | アメリカ法セミナーⅠ | 4 | アメリカ海外研修 | 2 | 企業取引法 | 2 | 環境光法 | 2 | |
| 関連教育科目 | | | アメリカ海外研修 | 2 | 商法 | 2 | 会社法 | 2 | |
| | | | アメリカ海外研修 | 2 | 商法 | 2 | 会社法 | 2 | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成25年度入学生 (13台)

法学部 経営法学科

※印は必修

| | | 第 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 年 次 | | | | | | | |
|------------------|--------|------------------------------|---------|--------------------|---------|-----------------|---------|------------|---------|
| | | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 |
| 共 通 教 育 | 人文科学 | 哲倫日東外中入西 | 学A 2 | 哲倫日東外中芸 | 学B 2 | 論宗日西日本芸 | 学A 2 | 論宗日西日本教 | 学B 2 |
| | | 理本洋史通文地理学 | 学A 2 | 理本洋史通文地理学 | 学B 2 | 理本洋史通文地理学 | 学A 2 | 理本洋史通文地理学 | 学B 2 |
| | 社会科学 | 法政経済社教心 | 学A 2 | 法政経済社地心 | 学B 2 | 政経商教地文 | 学A 2 | 政経商教地文 | 学B 2 |
| | 自然科学 | 数物新自地 | 学A 2 | 基礎自然地理学 | 学B 2 | 統計生活マ | 学A 2 | 文化人類学 | 学B 2 |
| 育 | 外国語科目 | 第1年次 | | 第2年次 | | 第3年次 | | 第4年次 | |
| | | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 | 授 業 科 目 | 単 位 |
| 専 門 教 育 | 必修科目 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅠ | 1 | | |
| | | ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ | 1 | ※インターメディア・イングリッシュⅡ | 1 | アドバンスト・イングリッシュⅡ | 1 | | |
| 専 門 教 育 | 選択必修科目 | ドイ ツ 語 I A | 2 | ドイ ツ 語 II A | 2 | | | | |
| | | ドイ ツ 語 I B | 2 | ドイ ツ 語 II B | 2 | | | | |
| 専 門 教 育 | コース | ビジネス・マネジメント | | 行政法 I | 4 | 債権・担保法 I | 4 | 民事執行・保全法 I | 4 |
| | | インターナショナルスタディ | | 経済労働法 I | 4 | 親族続嗣法 I | 4 | 倒産処理法 I | 4 |
| 専 門 教 育 | 選択科目 | 世界外交史 | 4 | 情報処理論 | 4 | 特別講義 2-10 | 4 | | |
| | | アメリカ法セミナーⅠ | 4 | キャリアプランニング | 4 | 〔アジア法セミナーⅡ〕 | 4 | | |
| 専 門 教 育 | 関連教育科目 | | | 刑 法 I | 4 | 〔ドイツ法セミナーⅡ〕 | 4 | | |
| | | | | 情報処理論 | 4 | 〔フランス法セミナーⅡ〕 | 4 | | |
| | | 他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |
| | | 他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成24・23年度入学生 (12・11台)

法学部 経営法学科

※印は必修

| | | 第1・2・3・4年次 | | | | | | | |
|--------|--|------------|--------------------|-----|-----------------|------|------------|------|---|
| | | 授業科目 | | 単位 | 授業科目 | | 単位 | 授業科目 | |
| 共通教育科目 | 人文科学 | 哲学A | 2 | 哲学B | 2 | 論理学A | 2 | 論理学B | 2 |
| | | 理学A | 2 | 理学B | 2 | 宗教学A | 2 | 宗教学B | 2 |
| | 日本史A | 2 | 日本史B | 2 | 日本通史A | 2 | 日本通史B | 2 | |
| | 東洋史A | 2 | 東洋史B | 2 | 日本通史A | 2 | 日本通史B | 2 | |
| 社会科学 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 | 政治学A | 2 | 政治学B | 2 | |
| | 経済学A | 2 | 経済学B | 2 | 経済学A | 2 | 経済学B | 2 | |
| 自然科学 | 数学A | 2 | 数学B | 2 | 統計学A | 2 | 統計学B | 2 | |
| | 物理学A | 2 | 物理学B | 2 | 物理学A | 2 | 物理学B | 2 | |
| 総合系列科目 | 地球環境 | 2 | 生命倫理と医療技術 | 2 | 国際化と日本 | 2 | 情報と社会 | 2 | |
| 外国語科目 | 第1年次 | | 第2年次 | | 第3年次 | | 第4年次 | | |
| | 授業科目 | | 授業科目 | | 授業科目 | | 授業科目 | | |
| 保健体育科目 | ※フレッシュマン・イングリッシュⅠ | | ※インターメディア・イングリッシュⅠ | | アドバンスト・イングリッシュⅠ | | | | |
| | ※フレッシュマン・イングリッシュⅡ | | ※インターメディア・イングリッシュⅡ | | アドバンスト・イングリッシュⅡ | | | | |
| 単位互換科目 | 他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | |
| | 他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目 | | | | | | | | |
| 必修科目 | 民法概論Ⅰ | | 民法概論Ⅱ | | 憲法 | | 契約法 | | |
| | 憲法 | | 契約法 | | 民法 | | 民法 | | |
| 選択必修科目 | 裁判制度概論 | | 企業法 | | 民法 | | 民法 | | |
| | 法学部入門ゼミ | | 企業法 | | 民法 | | 民法 | | |
| コース | ビジネスマネージメント | | 行政法 | | 債権・担保法 | | 民事執行・保全法 | | |
| | インターナショナルスタディ | | 労働法 | | 親族・相続法 | | 例産処理法 | | |
| 選択科目 | 世界外交史 | | 情報処理 | | 特別講義Ⅰ | | 大学院連携特別演習Ⅰ | | |
| | アメリカ法セミナーⅠ | | キャリアプランニング | | 〔アジア法セミナーⅡ〕 | | 大学院連携特別演習Ⅱ | | |
| 関連教育科目 | 教育制度論 | | 教育行政学 | | 日本経済史 | | 卒業論文 | | |
| | 教育行政学 | | 教育行政学 | | 東洋経済史 | | 卒業論文 | | |

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。